

令和6年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和6年12月4日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 大熊隆之君
建設部長 鳥居靖久君	上下水道部長 齋藤啓一君
消防長 山本秀幸君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

昨日に引き続き、議場において、議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

本日、説明のため出席を求めた理事者は14人であります。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 都築幸夫君及び10番 黒木一君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は一人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。答弁も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

初めに、14番、丸山千代子君の質問を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、第1番目は不登校問題についてであります。

文部科学省の問題行動、不登校調査で、不登校の小中学生が2023年度は34万6,482人に上り、過去最多となったことが分かりました。初めて30万人を超えたものであります。また、高校も6万8,770人と過去最多であり、小中高を合わせ41万5,252人となったものであります。

幸田町においても、児童生徒の不登校が年々増え続けている状況であります。私は不登校問題も何度か取上げ、教育相談室の充実、中学校でのフリースクール対応を求めてきましたが、年々増え続けております。

義務教育において、公立学校は全ての子どもたちが安心して通える場所です。しかし、現状は、学校に通えない子どもたちが年々増え続けている、こういう状況であります。その実態や対策について問うものであります。

そこで、まず1番目に、幸田町の小中学校で、過去5年間の不登校の人数、推移についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 不登校の過去5年間の推移でございますが、小学校につきまして、令和元年度から令和5年度までの数値でございます。人数を申し上げますと、30人、23人、29人、47人、53人となっております。率を申し上げますと、1.

83%になっております。この数字というのは、小学校の全国の割合が2.14、愛知県の小学校2.37%よりは少ない状況にはなっております。

中学校につきまして、令和元年から令和5年度までの数値につきましては、35人、25人、43人、66人、93人。この令和5年度の93人の数値が6.61%でございます。

全国の割合につきましては、中学校6.71%、愛知県が7.05%、それに合わせますと、6.61というのは、幸田町につきましては少ないという割合になっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 不登校は年間30日以上欠席をカウントしております。このうち、90日以上欠席者が占める割合というのをつかんでおられるか伺いたいと思います。

また、不登校になった児童生徒が翌年度も継続する割合はどうか、併せてお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 30日以上欠席の中で、90日以上欠席が続くという、占める割合でございますが、令和3年度、小学校が45%、中学校が49%、令和4年度につきましては、小学校が30%、中学校が59%、令和5年度につきましては、小学校が36%、中学校が53%。それで、翌年度以降も継続する割合はということですが、令和4年度から令和5年度までの継続する数値でございます、小学校が43.3%、中学校につきましては40.8%という数字になっております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 不登校が30日以上続くと、これが不登校にカウントされるわけですが、それ以上に、90日以上あるいは翌年度に繰り越す、こういう不登校の子どもたちが増えている。大体、半数以上は翌年度にも繰り越し、そして、それが長期欠席、ひきこもりとなる割合が高いのではないかと思うわけでありませう。

こうしたこの不登校、30日欠席をした子どもたちの早期対応が必要ではないかと思うわけですが、こうした対応についてもお聞きするものでありますが、まず、不登校になる背景、そしてまた、原因の分析というものを行っているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 不登校の原因は多岐にわたる複合的なものであるため、一概には言えませんが、一般的には、家庭での環境の変化や友人関係のトラブル、中1ギャップ等、様々な要因がございます。

近年、登校への気力が湧かない、漠然とした不安、思春期特有の悩み、葛藤など、本人自身の無気力、不安から不登校になるケースが大変多くなってきております。また、コロナを契機に、保護者の学校に対する意識の変化もあり、必ずしも学校に行かなくて良いとの考えも広がっておる状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 不登校になる原因、様々な要因があるとされました。

そこでお尋ねするわけでございますけれども、その中の一つであるいじめ問題ですね、この不登校の一番の原因がいじめということも出されてきております。

このいじめにつきましては、小、中、高合わせて、この認知した件数が全国でいうと73万2,568件と、昨年度であります、こうした統計が出ております。これは新聞報道によるものでありますけれども、こうしたいじめも一つの大きな要因となっているということからすれば、これは、学校においてのやっぱり解決をしていく問題であろうかと思うわけであります。

そのほかにも、先ほど言われましたように、生活リズムの乱れたことによる登校意欲の低下などもあるかと思うわけでありまして、まず、いじめ問題、これも、解決をしていくことも大きな問題だと思っておりますが、これについて、教育委員会としてはどのように把握をし、そして、その対応しておられるのか伺いたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） いじめ問題について、数字も、じゃあ若干出させていただきます、対応について話をさせていただきます。

いじめの認知については、今、文科省でいくと、積極的にいじめを認知して、その解決を図っていくようにと、そういうことでありますので、以前のように、いじめが少なければそれで良いということでは逆にありません。少しでも様々な方法を使って、子どもから何か困りごとあるいは対人関係のトラブル等、早目にキャッチをして対応するという、それがまず基本線でありますので、いじめの認知件数が多いからといって、それがすぐに大きな問題であるという認識ではまずございません。

いじめの認知件数について、令和元年度からいきますと、小学校187件、中学校102件、令和2年度、小学校148件、中学校52件、令和3年度、小学校644件、中学校87件、令和4年度、小学校623件、中学校107件、それから、令和5年度、小学校204件、中学校80件と。

今の報告でいくと、一時期、600件を超えていますが、このとり方が先ほど申し上げたように、どんなことでも、困っていることがあれば学校は対応するよ、先生たちは話を聞くよという、そういう姿勢で今臨んできているので、一気に認知件数が多くなっていますが、それらを細かく精査していくと、例えば、友達にちょっとつかれたと、つかれというのもこれはいじめの中に入っているように思えるんですけども、それが、何ていうかな、瞬間的なものというもので、これは、いわゆる、いじめというよりも、少し遊びの程度がすぎたぐらいだと。そういうものについては、逆にちょっと今、そこまでいじめとしていくと、本当にすごいいじめの件数になって、その対応を1個1個解決していくことになるので、その辺りが逆に少し難しいところはありますが、数としてはそういうことになっております。

それらについて、各学校で、それから、町でも、いじめ不登校対策委員会というのを、医師、それから、警察、それから、児童民生委員、関係機関の方も集まっていたいて、それを明らかにしていきながら、その原因と対策を考えております。

併せて、各学校でもいじめについて積極的に情報共有を図り、関係機関と相談し、解決をしているというところで、いじめの現況、解決、いじめがその後どうなったか、最

終的には、見守りをしながら、最終的には、子どもにもう一回確認をするわけですが、令和5年度のいじめの解消ということを考えていくと、数字としては、小学校で解消しているものが183件、解消に向けて取り組み中が21件、中学校で、解消しているものが67件、それから、解消に向けて取り組み中13件ということで、7割、8割あるいは9割程度がその年度にいじめとしては解消していくと、そういうのが今の幸田町の現状で、これは先生方の努力もちろん、関係機関とも相談をし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いろいろな方のお力もお借りしながら、いじめ問題についても対応しているところであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） いじめ問題につきましては、学校の努力もあって、解消しているのが実態であるとおっしゃいました。

ほかの事例に基づいても、やはり不登校がこれだけ増えてきているという状況の中で、年々増えてきている。それは、実際、具体的には何なのかと、その辺のところを根本的に調査していかないと解決にはならないと思うわけでありまして。それと同時に、また、学校における対応というものも必要であると思うわけでありましてけれども。

そこで、私は何度もこの問題についても取り上げてきたわけでありましてけれども、中学校において校内フリースクール対応、これを実施されております。小学校におきましては、保健室登校、この児童生徒が増えて、空き教室対応もしているということもお聞きをしております。

この不登校対策として取り組んでいるこの現状を伺いたいというふうに思いますが、今現在、小中学校ではどのような対応になっておるか、伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 過去におきまして、校内いじめ不登校対策委員会を設置しまして、主に、毎月、不登校児童の情報共有と、その対策を協議した上で対応に当たっております。

また、各校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを行ったり、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援員が児童生徒の家庭環境の改善等の支援を行ったり、様々な不登校児童への支援を行っております。

また幸田町の教育相談室、（通称）ピッコロでございますが、不登校傾向にある児童生徒への適応指導、カウンセリングやセラピー等を行っております。中学校におきましては、校内教育支援センター、（通称）iルームを設置し、不登校傾向にある生徒への支援を行っております。生徒が無理なく、可能な範囲で学校生活を送れるよう環境を整えているところでございます。

現在、iルームにつきましては、利用生徒につきましては45人ということで進めております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 中学校ではiルームを設置している。しかしながら、小学校はまだまだという状況であるわけでございますが、小学校におきましても不登校の子どもたちが非常に増えてきていて、今、53人というような数字の発表がございました。な

おかつ、保健室にも入れないと。そして空、空き室があるところはそこで対応しているわけでありすけれども、じゃあ、ただ教室をあてがうだけでいいのかという問題にもなるかと思います。

文科省は、クラスの中に入れないうどもたちが安心して過ごせる校内教育支援センター、これは幸田町で行っているものでありますけれども、これを拡充させると出ておりました。このセンターを校内の居場所として、不登校が長期化、ひきこもりになることも未然に防止することや、登校復帰につなげるもの、こういうふうにしてきているわけでありす。

やはり不登校が長期化するというのは、これは、小学校から不登校になってしまうと、中学校あるいは高校に進学してもまた行けなくなってしまうと、このように連鎖がつながっていくわけでありす。

そこで、やはり私は、小学校もきちんとこの文科省が位置付けたようにやっていくべきだと思うわけでありすけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 今おっしゃられましたように、中学校については、これで、幸田中学校、この4月から設置をして、全ての3中学校に校内教育支援センターiルームの設置をさせていただきました。ありがとうございました。

iルームでは、実際に、心の支援員さんが一人常駐をしていただいて生徒を迎えると、これは別に教員で本当はなくてもいいわけでありすけれども、幸田町では、今、そこにも教員免許を持った方を配置させていただいています。

iルームの中では、その子その子に合わせた対応をしていくということで、中学校でいくと、iルーム独自の時間割も通常の教室のように設定がしてあって、教科担任が、勉強したい子がいれば、それに対応するというような形で、そこへ授業を教えにくると。やる、やらんは本人たちの希望もありますので、勉強する子も実際にいるそうです。

それから、ほかの教室をオンラインで結んで、いわゆる、タブレットで自分の本来教室でやっている事業を見ていると、受けているという、そういう子もいるそうです。一方で、絵を描いたり、読書をしたりして少し心を和らげると、そういうような使い方してくれているという、そういう子もおりますが、いずれにしても、家へ引き籠ってしまう子たち、そういう子たちを、1時間でも2時間でも学校で過ごすことができるという、それが本来の大きな目的でありすので、その目的については達成できているのかなということを思っています。

一方で、どうしてもこの教科の授業は出られないとか、対人関係があつて、ちょっとしばらくの間はiルームで過ごしたいという、そういう登録されていない子以外の利用もありますので、学校によっては、一時期、多くの人数がその教室にいるということもありますが、それらもひっくるめて対応していくという体制で、中学校のiルームについては、今、進んでいるところであります。

今年度一年やってみて、全ての学校の様子を確認して、成果と課題を明らかにやっぱりしていくことも大事なので、それは、今年度末に向けてやっていきたいと思つています。

それから、一方、小学校の不登校についても楽観視しているわけでは全くありませんので、できる対応はということで、小学校独自のスクールカウンセラーの配置もさせていただきました。それから、小学校の教員補助員、これも議会にお認めいただいて、町単独で、教員補助員も、今、各学校に二人あるいは三人ぐらい、スクールサポートスタッフも合わせてであります。教員以外の方も入っていただいています。教員補助員の方の業務の中に、落ち着かない子、それから、少し悩みのある子のそばで少し対応していただくというのもその業務の一つになっていきますので、そういった人の配置を今進めているところであります。

小学校のiルームについては、これは、本当は積極的に進めていきたいわけですが、やっぱり定数の関係、いわゆる、教員の数の関係で、これは、時々、議会でも問題になると思うんですけども、中学校でいくと、教科担任制なので、いわゆる、教員の数がそこそこいて、さっき申し上げたように、空き時間というか、授業の時間をつくると、そこへ教えにいける教員が中学校ではいます。

でも、小学校でいくと、校務主任以下というか、というと失礼かな、校務主任よりも、違う方は、いわゆる、担任を持っているという。通級とか日本語という、そういう目的を持った方を勝手にそっちに、iルームのほうの担当にするわけにはいかないの、これはちょっと目的外使用ということになってしまうので、いわゆる、人の配置がなかなか難しい。部屋に入れておけばいいという問題ではないと思うので、そこで子どもたちにやってあげられることをとにかくしていくとなると、小学校でいくと、まず、定数を本当は増やしてもらって、小学校に教員を置いてもらうということをやってもらわないと、ただ単に学校来て、それで、何げなく来て、何げなく帰ってってしまうというだけになってしまうので、小学校のiルームの設置については、中学校以上に、ちょっと人をそこへどういうふうに置いていくかというのが難しいという問題があって、今、研究中だと言わざるを得ませんが、今後、ぜひ検討をしていきたいということは考えているところであります。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 小学校のこうしたフリースクール、校内教育支援センター、これがiルームでありますけれども、埼玉県の戸田市では小学校にも全て設置をしたということが載っておりました。文科省では、財政支援として、2025年度、2億円をして、本、パソコン、それから、個室をつくるパーティションなど、こういうものを補助すると、それから、支援員の確保にも補助をすると、こういうことが来年度予算でも載っておりました。

そこで、やはり私は、小学校でもきちんと手当をして、そして、iルームを設置していくと、この考えについて伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 先ほど来申し上げますように、中学校で、これで一年たって、全ての中学校のiルームがどういうふうに今機能しているか、成果はこういうことで、課題がこういうだということを精査した上で、今度は、小学校にどういう形だったら入

られるか。予算だけ頂いても、本当に部屋だけ準備して、そこへ勝手に入れというわけにはいかないの、人の配置から、それから、部屋の管理、そういったことも全部ひくくめた上で、小学校のiルームの設置については考えていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） これは来年度予算に関係するわけでありますので、それはそれとして、やはり教育長としても、これは、予算を要求して、そして、やっぱりこうした全小学校のiルーム設置に頑張るべきではないかと私は思うわけであります。

文科省でも、このように、支援員の確保にも補助金をつけたりとか、いろいろとやっいていくということで、これはもう早急に手だてをしなければ問題ではないかという危機感がある表れじゃないかと思えます。

確かに、中学校では、これ二年かけてやってきたわけですので、もう既にその成果としては分かっているわけでありますので、それを、やはりなぜ小学校まで広げないのかと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

そこで、次に、この不登校の子どもたちが安心して生活をし、学べるための取組について、この自立を目指した取組を伺うものでありますけれども、その前に、やはり今は、受験生、中学生は受験が、中学校3年生、受験が控えております。この受験が控えている中学校3年生は、やはりどの子どもも高校に行きたいと願っているわけです。ですけれども、不登校で内申点が足りないとか、それから、出席率の問題とかいろいろあります。そうした不登校の子どもたちに対するそうした配慮というのは、どのように幸田町ではなっているのか、伺いたいと思えます。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 不登校への予防対策といたしまして、児童生徒の自己肯定感を高められるような、また、児童生徒にとって学校が楽しい居場所となるような取組をしておるところでございます。例えば、授業で、子どもの思考を大切にした単元を構想して、学ぶ意欲の持続を図ったり、子どもが主体的に活躍できる学校行事を設定したりしております。

不登校の子どもたちに対しては様々な支援を行って、不登校児童生徒の一人一人に柔軟に対応できるような体制づくり、こういったことに努めておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 来年の1月からになりますと本当に進学問題が控えていて、お母さんたちから相談も受けるわけであります。不登校だけれども行く学校がないと、内申もないと、けれど、やっぱり子どもは行きたいと言っていると、これはどうしたらいいのかという問題であります。本当に切実であります、この問題。

そうした点で、やはり中学校、小学校はいいですね、次の義務教育が決まっているわけですから、それでも、中学校はこれは受験しなければならないわけであります。その高校の入学を目指してやっぱり学校もどう支援をしていくかという問題でありますけれども、その配慮、教育長、お願いしたいと思えます、どのようにされているんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） まず、ちょっとその前提に立っての考え方で言わせていただくと、不登校の子たちが必ずしも、将来、不幸になるとか、そういう考えを私たちはしているわけではありません。やっぱり病気になったときに、一時期は入院することがあっても、将来的に元気になってくれれば良いわけでありますので、不登校の児童生徒が、そのまま、それが、直接、次の進路ですぐに不幸になったから、一生不幸になるという、そういう考え方はしてまずはいないと。

自分も学校現場にいるときに不登校の児童生徒と大きく関わってきたつもりなんですけれども、普通にやっぱり話ができるようになって、それから、人とコミュニケーションが取れるようになる、それから、最終的に社会に出ていけるという、最終的には社会的自立が大人になってできていけば良いわけなので、そのチャンネルを切るということだけは絶対しないようにという考え方でいますので、高校へ、もし、そういう保護者の方のお悩みについては十分分かります。これは保護者の悩みでもあり同時に、学校の教員にとっても大きな悩みではありますが、でも、それを子どもに、あなたは普通の高校行けないよというのじゃなくて、一旦、違うところで、通信でも、今、いろいろなところで不登校の生徒は受入れてくれているから、ここで、あなたの一番の夢を実現できる場所はどのようところかというのを一緒に探してあげて、それを応援してあげるとい、そういう姿勢で自分たちはありたいなというので、今でも、時々、不登校の子が自分のところに来てくれる子もいますが、あのときに不登校だったから不幸じゃなくて、あのとき、不登校だったけれども、でも、少しずつ今立ち直って、良い顔してきましたよという、そういう姿勢を見せてくれるようになってくれば、それはその子にとっての良い人生のまた再スタートじゃないかなという、そういう考えに立っています。

ただ、一方、保護者のお悩みも分かりますが、今、公立高校でも不登校枠を設けていただいているところもありますし、それから、学校が相談することによって、不登校から立ち直ってくるという前提に立つと、中3になると、実は不登校から立ち直ってくれる子はかなり多いんですけれども、これから頑張るとい、そういう前提の下に面接をしながら、その高校に行って、頑張っている子もたくさんおりますので、やっぱりそれは学校とよく相談をしていただいて、通信もひっくるめて、行くところがないということは今ないので、どこでその子が新たな人生を頑張れるかということについて、私たち大人が応援をしていくべきじゃないかなと考えています。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ですので、熱意はよく分かります。それと、今現在、高校においても不登校枠を設けられている、幸田高校でも設けられているということは十分承知をしております。

しかしながら、やはりそうした悩みが多いということもやっぱり現実であります。そうした子どもたち一人一人に寄り添っていくということも大事ではないかと思えます。また、そうした、例えば、内申での配慮をするときに、やっぱりオンライン授業を行うとか、やっぱりそういう手だても必要でありますので、その辺のところを、熱意だけでは進学できません。ですので、やっぱり学校として、やっぱり進学時の配慮、その辺のところも、不登校生徒に対する配慮というのは十分やっていただきたいということをお

願いする次第であります。

それから、今度は、自立を目指した取組ということで、学べるための取組、自立を目指した取組、これについて伺いたいと思います。

2017年2月に、教育機会確保法、これが制定をされました。この法に基づく施策の推進について伺いたいと思います。

これは、居場所づくりや、それから、学びの支援、制度化などへの予算付けであります。これは町長にお伺いしたいと思うわけでありますけれども、今、学校に通えない子どもたちがフリースクールに通っている子もいるわけであります。そうした独自の補助とか、いろいろな問題があるかと思えますけれども、その点について、どう施策を展開していくのかということについてお伺いしたいなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

（丸山議員「教育長、短めをお願いします」と呼ぶ）

○教育長（池田和博君） 分かりました。

先ほどおっしゃられたプラン等に基づいて、不登校対策、例えば、家に引き籠っている子についても、前に、野坂議員さんからCOCOLOプラン等についての御質問をいただきました。今、それについても、各小中学校に周知、指導し、家で引き籠っている子も、家庭からの申出があればオンラインで学習もできると。だから、学びをしたい子に、とにかく、誰一人として学びができないという状況にしてはありませんで、家でも、それから、学校でも、教室でも、それから、教室以外でも学びができると、そういう体制を取っております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） フリースクールの授業料を独自に補助するという自治体も出ているというお話を聞きました。いろいろな、多様な学びの場を求めていくということにおいて、フリースクールの重要性は認識しておりますし、岡崎市さんはかなり取組が始まっているということなので、私にとっては、教育委員会とも相談しなくてはなりませんけれども、そういった、数だとかニーズだとか、そういうところは、ある程度、近隣自治体と比較、検討しながら、幸田町独自の支援方法が、もし、子どもたちのために本当になるような支援策になるならば取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ぜひ、よろしく伺いたいと思います。

次に、遠距離通学児童のスクールバス対応について伺いたいと思います。

現在、幸田町では遠距離通学児童のスクールバス運行を実施しております。下校時にえこたんバスを活用して、4台で、スクールタイムバス事業であります。しかし、一部の地域におきまして、50分から1時間近い通学時間となっているにもかかわらず、実施されておらず、保護者からスクールタイムバス事業を願う声、相談が寄せられております。

今年の夏、猛暑で倒れる子どもを心配する保護者からの相談がありました。教育委員会にお願いをし、スクールタイムバス運行の実施を求めてまいりました。これに対して

対応していただき、そして、暑さ対策として、臨時的対応で、9月4日から9月27日まで、火曜日、水曜日、金曜日の運行だけで打ち切られました。その後も保護者からの相談が寄せられる状況であります。何とか、スクールタイムバス事業を継続してほしいという声であります。

そこでお伺いをするわけでありませけれども、全小学校におきまして、このスクールバスタイム事業、この現状をと思うのでありますけれども、今現在、どのような対応しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 現在のスクールバスの時間でございますけれども、中央小学校以外の小学校のほうで実施をしております。幸田小学校からまず坂崎、そして、久保田の便、これが一つ、それと、幸田小学校から荻谷小学校を経由する便、それから、豊坂小学校から海谷公民館を通過して、深溝、折ヶ谷までの便、それと、豊坂小学校から桐山、須美地区、それから、永野、横落地区まで、こういった4便で行っております。時間につきましては、おおよそ、3時から3時40分ぐらいの時間が大きなものとなっております。

これにつきましても、内容につきましては、児童の遠距離の場合でございまして、不審者から少人数の下校の途中の安全を守るといった、こういった目的でこの4便を設定しておるものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それは年間を通じて毎日行っているのか、それとも、先ほど言いましたように、幸田小学校においての、曜日を決めてやっているのか、その辺のところを、各学校ごとにどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） これにつきましては、一斉下校のときには一緒に小さい子どもたちも帰ることができるので、それぞれ学校ごとにまちまちな形でありますけれども、そういった、帰りに少人数で帰るといふときを基準にやっておりますので、毎日というよりも、人数によってはその便が出られないという日もございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、スクールタイムバス事業の運行基準、これについてはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） この運行基準というのが、実際には、先ほど申し上げましたとおり、児童の下校を不審者から守るための安全対策ということですので、現在、距離、場所、人数によって設定をさせていただいておるのが現状でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 毎年、子どもの人数は変わってくるわけですので、その辺が、毎年、毎年、バスの組み直しや何か求められるかと思っております。

今現在、実施しているのがエコたんバスであります。エコたんバスは4台運行しておりますので、その合間を縫ったバスの運行ということになるものですから、おのずと制

限があると思うわけでありませぬ。

この制限がある中で、今まで、本当に子どもたちの安全を願ってやられてきた、このことには本当に感謝をするわけでありませぬが、実際、この遠距離通学児童、この通学時間と、それから、実態調査、これについては毎年行っておられるかと思うんでは、実際どのようになっておられるのか。それと同時に、この通学距離の時間、これについて、これは通学路の変更も併せていろいろと変わるわけでありませぬ。そうした点での毎年の調査、この辺のところをやるべきだと思ひますが、その辺はどのようになって、そして、どのような対応になっているのか、伺いたいと思ひませぬ。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 距離、通学の時間の調査でございますけれども、毎日、4便のえこたんバスのスクールタイムということで、第6便としまして利用予定表というのがございまして、どこからどこまでの時間帯でバスを走らせておいて、何人乗るかという実績という表をまとめておるものでありませぬ。毎日、人数というのは、児童クラブであるだとか、子どもたちの時間帯というのが日ごと違いますので、それについての日ごとの統計は取っておるものでありませぬ。

ただ、その子たちが、通学時間が何時間というのは、学校では把握をしておりますけれども、こちらのえこたんバスのスクールタイムでの都合というのは、今、直接、この表で把握しておるわけではございませぬけれども、人数把握は、毎日どれくらいかというのは確実に予定の中で決めておるものでございませぬ。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 一番問題になっているのが幸田小学校の相見地区なんでございませぬが、この地域においては、やはり年間を通じてやっぱり実施をしてほしいという声があるわけではございませぬ。

暑さ対策でも、これは本当に9月の暑い中、本当に感謝をされました。そういう中で、やはり暑さ対策としては、昨日もございましたけれども、やはり途中で休憩をしたりあるいは水の補給をしたり、そういうような対応も求められると思ひわけでありませぬ。これは小学校の低学年だけではなく、高学年にあつても、やっぱりその件は求められておりました。

この拡充について伺うわけではございませぬけれども、この拡充につきましては、えこたんバスを使うからこそ、これは一つ制限があると。そういう中で、私は、やはり一つは、お母さんたちからも言われたわけではございませぬが、バスを増やしてほしいと、バスを購入してほしいと、こういう願ひでありませぬ。そのバスは校外学習にも使える、ほかの目的にも使える。ですので、やはり柔軟に対応できるそういうバスを何とか増やしてほしいと、この願ひでありませぬけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） スクールバスについては、増やしてという話でありませぬけれども、現在のところは共同利用という形を取っておりますので、それ以外にということではありませぬが、今回、9月にやはり議員言われたとおり、相見地区のほうで、実際、バスを運行したわけなんでございませぬけれども、それにつきましては、相見地区の駅、相見駅の東と

西で線を引いたところ、やはり相見地区の西側の方からは喜ばれたという点はございましたけれども、そこを線を引いたために、東側すぐのところの方々からかなり不公平感の内容の苦情を頂きました。

線を引く部分がだんだん近くなってきてしまいますと、やはり単独でのバスの運行ということになるかと思えますけれども、やはり多額の費用を要するというのと、一番問題になるのは、お金で解決するというよりも、バスの運行に際しての、その時間帯だけ運転していただく方の運転手、その確保が非常に難しいことになってくるかなと思いますので、また、現在の通常のえこたんバスの運行と併せまして考えるというのが第一になるかと思えますので、これにつきましては、関係部局に申入れしまして、どういったものが良いかということで話し合っていて決めていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この、えこたんバスでありますけれども、これは、地域公共交通、これが改善をされるようになってくると、今度は、えこたんバスの運行さえもどうなってくるか分からないと、こういう状況の中で、やはり一つは、もうこれをどのようにしていくのかという考えどきだと思えます。

やはり専用のバスといいますか、そういうのがありますと柔軟に対応ができるということでもありますし、また、お母さんたちから出されたのは、チョイソコは使えないのと、こういう声もございました。ですので、町長は、昨日のときに、チョイソコの全町ですね、拡大していきたいと、こういうことを言われたわけですが、やはり小学生の足の確保も大事であります。これが一つの不登校の原因になるかもしれません。学校に行きたくない、実際、そのような子もいるわけです。

ですので、やはり、この、遠距離通学児童対策としてきちっと位置付けをしながら、バスの確保をお願いしたいと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 先ほど来、スクールバスという専用車の概念がないので、さっきお話ありましたけれども、あくまでも、えこたんバスの運行時間が空いているときに、うまく学校の子どもたちをはめていくというのが今の趣旨なので、それはそれで御理解いただけたらと思うんですけれども、実際に、子どもたちをバスに乗せる方々からにとってはスクールバスだと思い込んでみえるので、いろいろな不平等が起きているというのは私も認めざるを得ません。

だから、ある意味、スクールバスという専用概念におけるものをつくらないといけなと思いますけれども、教育委員会のほうも、いろいろ苦肉の策で、今の現行方法をまずは御理解いただきたいと思えますけれども、公共交通のバス体系をこれから変えていこうと僕は言っているんで、えこたんバスの機能は、前から企画が言っているように、一つの3駅で、駅に通うような方々を中心に運行体制を整える。そして、周りをチョイソコが取り囲むような仕組みが理想だと思うので、それにプラス学校の子どもたちを送迎するバスという概念が実はないので、公共交通の中で片手間にやろうとすると、やっぱりそこで相見の人たちみたいな不平等が起きたと言われちゃうので、そこを解消するためにも、えこたんをうまく使うとか、チョイソコをうまく使ってスクールバス機能

を果たすという、なかなか御理解いただけないので、改めて、学校の送迎というものを、子どもたちの、今、新田だとか鷺田の子どもたちがこれからどういう人数になっていくかということ把握した上で、多分、チョイソコタクシーで相見の人たちの子どもを乗せようとする、こぼれちゃう子がいると思うので、その概念はちょっと使えないなどは思っています。でも、これから公共交通の見直しをしようと言っている、その辺のスクールバスという概念で考えてみようということの検討は一度やってみたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） ぜひ、バスの拡充ということで、全地域の子どもたち、遠距離通学の子どもたちがこぼれないように充実をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

重層的支援体制整備事業についてであります。

令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設をされました。

そこで、幸田町の取組状況を伺うものであります。この重層的支援体制整備事業の、具体的にどのような体制づくりを行っていくのか、これについてまず答弁をいただきたいと思えます。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） この体制に関わる具体的な部署、関係機関といたしましては、障害者の相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、本庁舎内では、こども課、福祉課、健康課、学校教育課、その他関係機関と協議をしているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この重層的支援体制整備事業で関わる具体的な事例というのが幸田町にはあるのかどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 具体的な事例として、今お答えできるものとしては、地域包括支援センター、学校教育課、スクールソーシャルワーカー、それから、ケアマネジャー等が関係して、いわゆる、ヤングケアラー世帯について、そのケアを受けている高齢者をショートステイから特別養護老人ホームに入所させ、子どもの生活環境について整えた、いわゆる、ヤングケアラーの事例があったり、また、障害者世帯に対しましては、こちらについては、ケアマネジャー、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、包括支援センター、相談支援事業所、福祉課などが連携いたしまして、高齢者を施設入所、障害者を、グループホームなど、サービスのほうにつなげたケースなどがございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） こうした全世代にわたっての、各所管で対応できないこうした問題に手を差し伸べるのが重層的支援体制ということで、一つの窓口で、この事業、どこで行うのかということ割り振りする相談窓口というのがやっぱり必要かということ

を私は生駒市で学んでまいりましたけれども、こうした、やはり相談窓口体制を整備していくには専門的なことも必要ではないかと感じました。

そこで、幸田町においての課題と、それから、窓口整備をしていくこの進捗状況について、今どうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） まず、推進状況といたしましては、令和4年度から一部の関係者での打合せ会議を始めて、今年度は、おおむね、関係する機関、所管課参加の下、事業体系図の素案を用いた事業説明会を開催しているところでございます。

現在は、この事業実施に必要とされる重層的支援体制整備事業実施計画書の作成をしているところでございます。

課題といたしましては、今、議員がおっしゃいましたように、既存の組織、人材により事業を実施するため、それぞれの相談窓口に入ってくる様々な相談に対応する人材の事務分担、また、配置、その職員のスキルアップ、特に、既存の組織では所管が曖昧な若者など、はざまの方の課題に対応する所管専門職の配置、その職員の教育などが課題と考えているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） こうした窓口の人材、それから、所管の配置、いろいろと言われるわけでありませけれども、こうした課題を解決する一つの手だてとしては、きちんとした財政的な裏づけが必要であるかと思うわけでありませけれども、まずは、やはりこの人材の確保ということが一番のネックじゃなかろうかなと思うんですが、この人材の確保をどのようにしていくのか。今までできなかったことをやらなければならないということからしたら、この人材の確保が重要な課題かと思うんですが、その点についてはどういうふうな体制づくりをやっていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） ここで理事者に申し上げます。

答弁時間が残り2分を切りましたので、簡単明瞭にお願いいたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 人材につきましては、先ほど申し上げましたように、この事業の実施に当たっては、既存の職員と組織でこの事業を推進しようと考えていることから、当然、専門職についての要望については継続的にしてまいります。専門職につきましては、それぞれの所管に配置している、所属している方の力を頂きまして、総合力で町民の相談に伝えていきたいと考えております。

総合相談窓口については、近隣市で設置している自治体もありますが、本町においては、窓口一本というよりも、それぞれ入ったものをみんなで協力して対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） もう答弁の時間が少なくなってきましたので、私の時間はたっぷりあるんですけれども。

支援体制の開始時期というのが令和7年度ということになっておりますが、この令和7年度にオープンさせるというのも、もう半年もないわけでありませ。そうしたときに、

この人材の確保、これ、生駒市では新たにこうした専門職の方を募集して、そして、その方を配置されておられました。

幸田町にそうした人材があるかという、なかなかこの人材確保が難しいと思います。そうした中で、幸田町としてはいろいろな窓口を経由しながら、一本化していく方向かと伺ったわけでありましてけれども、これが、断らない相談支援、そして、ワンストップで相談できる福祉総合窓口、こういうことになるわけでありましてよね。ですので、そうしたところが、実際、どこに設けるのかということもございまして。その辺のところを、やっぱりきちっとやっていかないと、これが絵に描いた餅になるのではなかろうかと思うわけでありまして。

先ほど言われましたように、子どもから高齢者、そして、若者という、こうした複雑に絡み合った相談支援体制でございますので、それを、やはりきちんと対応できる相談窓口を開設できるようにするべきだと思いますが、あと半年もない中で、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 新たな交付金が国、県から頂けるものではございませんが、組換えられた補助金として、来年度、当初予算に予定しておりますスモールスタートを令和7年度に実施し、令和8年度以降、町民に分かりやすい説明ができるように努めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） かなり期待される事業だと思うわけでありまして。

この重層的支援体制整備事業、これを私は三年ほど前にJ I A Mで講習を受けてきましたときに、幸田町で果たしてできるのかと非常に懸念をいたしました。こうしたところは、やはり福祉事務所がないところではなかなか難しいという事例であります。それを町村でやらなければならないとするとなると、かなりの人材確保が必要かと思うわけでありまして。

そうした取組が着々と進められているにもかかわらず、なかなか窓口が開けない、こういう状況であるわけですが、しかしながら、やっていかなければならない問題であります。

ぜひとも、住民に寄り添った支援ができるこの福祉総合窓口、この充実を願って質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時12分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、稲吉照夫君の質問を許します。

12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、順次、質問してまいりたいと思います。

今年、能登半島地震が1月1日に起きました。そして、9月に、災害時に線状降水帯による豪雨で水害が発生しました。過去に例のない現実が起きてしまったと思います。特に、最近は、天候異変による災害が日本各地で頻繁に起きていると思います。幸田町でも、昨年6月に線状降水帯による豪雨被害に見舞われました。

水害対策としては菱池遊水地の整備が進められていますが、現在のような異常な豪雨に対応できるか、疑問に思うのは私だけでしょうか。豪雨に対応できるインフラ整備は不可能に近いと私は思っております。また、今年8月には南海トラフ巨大地震臨時情報、巨大地震注意が出され、大災害の心配をしたところであります。

そこで、災害に対する常日頃の準備を整えることが必要だと考えます。災害時の対応、避難所の準備等をお聞きしてまいりたいと思います。

まず、大地震の発生時を考えていきたいと思います。災害時には、自助、共助、公助とあります。まず、自分の身を守ることが第一、そして、次に家族を守ることが大切と言われています。まず、住宅の耐震化に対する関心はどのような状況か、お伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 住宅の耐震化に対する関心の状況につきましては、現在、本町が実施しております、旧耐震基準の木造住宅を対象といたしました無料耐震診断の申請件数を見ますと、昨年度が22件、本年度が10月末時点で34件と、既に、昨年度の実績を上回っており、今後も増加することが想定をされております。

こうした増加の要因には、本年1月の能登半島地震における建物の被災状況の影響等が背景にあり、町民の皆様の住宅の耐震化に対する関心が高まっているものと考えております。

本町といたしましては、住宅の耐震化の促進に向けて、無料耐震診断を初めとする、耐震改修費補助などを引き続き実施していくとともに、当該制度等について、広報、ホームページでの紹介記事の掲載や、イベント時における啓蒙活動、さらには、今年度から開始した本町の公式LINEも活用しながら、広く周知を行い、町内住宅の耐震化の促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 大分関心がある、今年は増えているということで、それでもまだまだ耐震化促進を図っていただきたいなと思います。

そこで、耐震化ができているとして、家具等、配置はどのような注意を払ったらよろしいか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 家具等の配置で注意を払う点でございますが、避難路となる玄関、階段、廊下などの出入口や通路には、倒れてドアを塞ぐもの、通れなくなるようなものは置かないこと。また、寝室と居間などでございますが、なるべく家具を置かないようにしていただき、置く場合におきましても、背の低い家具にして、工夫していただ

きたいと思っております。

また、寝室、居間などにおきましては、テレビの転倒対策も行っていただきたいと思っております。転倒防止器具付で今の転倒対策をしていただくとともに、迅速な避難ができるよう、ガラスの飛散防止対策、こちらにも気を配っていただけたらと思っております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） それで、これは、今、いろいろと置き方等お聞きしたんですけれども、昼と夜の違いはあるんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 基本的には同じでございますが、夜間は、停電時に備え、自動で点灯する足元灯や懐中電灯を備えておくことが望ましいと考えております。

また、ガラスの飛散している場合を想定しまして、スリッパや靴を枕元に置いていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） それで、地震が発生した直後、いろいろな今の耐震状況をお聞きしたわけですが、自分が動ける状況であれば、次に何をすべきなのか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 地震発生直後は、まず、自分の身を守っていただきたいと思えます。その上で、揺れが収まりましたら、今いる場所が安全か危険かを判断していただき、周囲の状況を把握していただき、テレビ、ラジオ、町からの災害情報の収集もしていただき、家族や親戚などの安全を確認することが必要でございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そして、次に、自分の安全、そして、家族の確認をした後、次に、外へ出ている家族の安否はどのようにすればよいか、お伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 大規模災害が発生した場合は固定電話や携帯電話がつながりにくくなると想定されます。平時から災害時の連絡方法を確認しておくことや、固定電話のサービス、例えば、災害用伝言ダイヤル171、携帯電話各社のサービス、災害用伝言板Web171などの活用を図っていただき、安否確認をできるようにしておくことが必要でございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） その次に、今言われたように、日常、常日頃より家族が確認できる準備をしておくことが大事だということでございます。

次に、健常であれば、隣近所の様子を確認する必要があると思えますが、倒れた家あるいは倒れた家に閉じ込められた人を見つけた場合、どのようにすればよいか教えていただきたいと思えます。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 倒壊した家がありましたら、まず、中に閉じ込められた人がいないか、大きな声や家屋をたたいて、安否や、閉じ込められている状態を確認していた

だきます。

その際、閉じ込められている人を発見したとしても、二次被害に遭う可能性が強いため、消防、警察、消防団などへ連絡し、救助要請を待つべきでございます。しかしながら、救助が遅れることも想定されますので、その場合は、大声で近隣の方に協力を求めているいただき、安全に活動できる服装、例えば、服装で、また、チェーンソー、バール、ジャッキなどを活用して、安全に配慮しつつ、力を合わせ救出活動していただきたいと思っております。

また、救助活動全体を監視する人を置いていただき、危険を防止することが望ましいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 災害時には隣近所の助け合いも必要だということが分かりました。

災害時においては、常日頃から地域のやはり絆が必要ではないかと思っております。改めて、地域の絆づくりをしなければということとをさらに思った次第であります。

次に、地震から離れまして、豪雨発生に対する対応を考えていきたいと思っております。

最近では、異常気象による線状降水帯の発生で、全国各地で豪雨に見舞われています。近いところでは、昨年6月2日の豪雨では幸田町も被害を受けましたし、今年の夏の豪雨では、蒲郡市において、土砂災害により死亡者が発生しました。このように、最近の豪雨は、インフラ整備がとても追いつく状況にはないと思われまます。そこで、被害を少しでも軽減できる対策、対応が重要と考えます。

ここ二、三年の間にも、豪雨による床下浸水、幸田川の越水など起きているので、町民の人たちが住んでいる地域がどのような地形であるか周知しているかと思っておりますが、改めて、ハザードマップの見直しをしているか、今後の対応をお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） ハザードマップは最新の知見に基づいて作成されたもので、適正に活用すれば、人命、財産を守るために非常に有効でございます。

本町のハザードマップは地震編と風水害編がございまして、地震編は平成27年度、風水害編は令和3年度に更新しております。

今後、地震編につきましては愛知県の被害想定の見直しが予定されておりますので、公表された後、見直しを図ります。風水害編については、11月に、新たに拾石川の浸水想定が追加されておりますので、今後、国の交付金を活用しながら作成してまいります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ハザードマップは、やはり何かあった、事あるごとに見直しをお願いしておきたいと思っております。

今年の夏の、蒲郡のように、想定されていなかったところが土砂災害に見舞われました。幸田町においても、再度、検討の余地があるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 蒲郡市の竹谷町地内におきまして、台風第10号の影響による土砂崩れが発生し、三人の尊い命が奪われております。現場は土砂災害警戒区域の対象

外で、過去に土砂崩れが起きた記録もありませんでした。

当該区域の指定は愛知県が行っておりますので、町において、新たな区域指定、区域変更はできませんが、県が区域指定、変更等を行った際には周知を図ってまいります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） まず、豪雨時の避難についてお伺いしますけれども、豪雨時の避難するタイミングは非常に難しいと思いますが、高齢者、障害のある方など、避難のタイミングはどのように考えていますか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 近年の豪雨、特に、線状降水帯につきましては、短時間に記録的な雨を降らせ、大きな災害につながります。しかしながら、予測は非常に難しいので、早目の避難が必要となります。

平成30年の7月豪雨災害を踏まえ、その翌年、避難情報に関するガイドラインが改定をされておりまして、自らの判断で避難行動を取るとの方針が示されておりまして、この方針に沿いまして、防災情報を用いて、住民が取るべき行動を直感的に理解できるように、5段階のレベルを明記した防災情報が提供されてきております。

このうち、高齢者や障害のある方など、避難に時間がかかる方につきましては、レベル3に当たります、高齢者等避難のタイミングで避難いただきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 現在、避難訓練が各区あるいは学区ごとに行われていると思います。

それで、小学校へ避難するために、既に水がつかっているところを通らなくてはならないところ、例えば、幸田駅西地区の人たちは荻谷小学校が避難所となっていて、現実避難したときも過去にはありましたが、こういった地域の避難場所は見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本町では地区ごとに避難先を指定しておらず、住んでいる地区の避難所以外へ行ってはいけないということをございませぬ。水害時は冠水により通行できない道路が存在する可能性が高いため、自宅から近くで、安全な経路で避難できる避難所への避難をお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 今まで、避難所は地区の避難所と考えていましたが、安全に避難できる避難所を考えておくことが必要であるということが分かりました。

それで、次に、避難所のことについてちょっと検討させていただきたいと思います。

避難所としては、先ほどもお話したように、小学校、各区の公民館、住民広場、公園等が、緊急避難場所として町内には111か所が指定されていますが、地震、水害等で適さないところがあるように思いますが、見直しはどうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 洪水や内水氾濫、土砂災害、大規模な火災や地震など、様々な災害の種類がございませぬが、利用できる避難所はそれぞれ異なっておりまして、ハザー

ドマップの風水害の対策編で周知を図っておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ぜひ、そういった細かい情報を周知するようにまたお願いしたいと思っております。

それで、避難所として、私が聞いたところによると、各地域にあるお寺も避難所として使わせていただく働きはしているのでしょうか。昔は、近所の人たちが集まっても良いように、小高いところであり、広場もあり、水害の心配もないところにあると聞きました。万が一のとき、声かけをしても良いかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） お寺を避難所としてということでございますが、幸田町の仏教会がございまして、令和4年3月に災害時における被災者支援活動の協力に関する協定を結んでおります。避難所として協力要請することは可能となっております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ぜひ、近くのお寺も避難所として利用させていただけることを、これもやはり近く住民の方には周知をお願いしたいと思っております。

小中学校が避難所の中心になろうと思っておりますが、長期間の避難を想定すると、児童生徒の教育の影響も考えなければなりません。となると、各地域の公民館、コミュニティーセンターが避難所として必要な施設ではないかと思っておりますが、長期にわたることへの対応の考えはどうなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） おっしゃるとおり、児童生徒への教育の影響というのは考えなければなりません。小中学校を避難所として開設した場合におきましては、おおむね、1か月をめどに閉鎖をし、ほかの施設へ避難者の集約を図っていくことを想定しておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 避難所の長期使用を考えた場合、やはり最初の三日、次の一週間、そして、一か月と、順次、生活のパターンを変えていく必要があると思っておりますが、その辺の避難所の在り方、計画はできているのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 時間の経過とともに避難者のニーズは変わってまいります。本町の避難所運営マニュアルにおきましては、時間の経過に伴い、行うべきこと、気をつけるべきことを明記した計画としております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 避難所運営マニュアルも避難訓練時に提示していただけると良いなと思っております。

それで、避難所には、避難された人、知人を探しにくる人など、人の出入りが激しいことが予想されます。そこで、世話役のスタッフかどうかの見分けが必要と考えます。

スタッフジャンパーなどで識別できる工夫も必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今年度から進めておりますファーストミッションボックス、こちらの整備を行う上で、ボックス内にビブスを入れる予定としております。そちらのほうを御活用いただきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 準備されているということで安心しました。

避難所には大勢の人が一堂に会するので、その上でルールが必要と考えます。厳しいルールは駄目だと思いますが、ほんわかしたものが良いと思いますが、その辺のルールはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 基本的なルールにつきましては避難所運営マニュアルで定めているものですが、やはり長期避難の場合、そのルールの上ではストレスがたまってしまうというような状況が想定されます。

避難所内での対策につきましては、各避難所に設置される避難所運営委員会、こちらの方で話合われることとなりますが、例えば、談話スペースを設けるなど、臨機応変に対応していただく必要はあると考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） やはり柔軟な対応ができる体制というのは必要かなと思います。

毎日の避難所生活の中でも、トイレ利用に対する対策が最も重要と思います。マンホールトイレは各小学校に設置されていますので大丈夫と思いますが、それでも不安はあります。いろいろな形で対策を考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本町におきましては、昨年度までに各小学校に災害用マンホールトイレの整備を終え、今後は、中学校、高校での整備を計画しているところでございます。また、今年度、岡崎信用金庫様からトイレカー2台の御寄附を頂き、また、本町消防本部では、移動式バリアフリートイレカーを1台購入予定としております。そのほか、簡易型トイレが防災備蓄倉庫、また、各区において整備をされてきておるところでございます。

建物が安全である場合の自宅避難も踏まえまして、各家庭で簡易トイレ、凝固剤等の備蓄もしていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） やはり家庭でもそういった備蓄が必要だなということは私も感じます。

そこで、次に、一般の家庭で飲み水、飲料等の備蓄はどの程度確保すべきか、また、飲み水以外でも、食料ですね、どの程度を備蓄したほうが良いものか、何日分が必要かを、また改めてお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 飲料水、食料の備蓄でございます。各家庭において、最低三日間生活できる量、できれば、それよりも多い、七日間生活できる量の備蓄をお願いしたいと思っております。

飲み水、食料以外の備蓄でございますが、上下水道が寸断され、水洗トイレが使用できないことが想定されます。簡易トイレ等の備蓄、また、季節によりましては、服装であるとか、暑さ、寒さ対策、そうしたものに係る備蓄をされるようお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そこで、トイレ等、食料等を聞いてきましたけれども、避難場所についてお聞きしましたが、最近よく見られる、よく情報として出てくるのが、車中泊で避難される人が多く見られます。このことに対して町はどのような対応を考えてみるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 車中泊をされる方につきましては、公共のグラウンド、広場等のオープンスペースに避難をしていただくことを想定しております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そこで、その他の避難として考えられるのは、今の、車以外にも、所有地等でテント生活も考えられますが、この人たちの車中泊を含めて、把握はどのようにして確認するのか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 避難所へ避難されていない方につきましても、食料品等の支援や健康面での支援、こちらを行えるよう、お近くの避難所におきまして、避難者名簿のほうに御登録をいただきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 今まで、避難所についてお聞きしましたが、避難所を開設するに当たっては、ファーストミッションボックスが必要と考えられています。今年度のファーストミッションボックスについての、今年度の完成予定で進行していると聞いていますが、状況はどうでしょうか。

まず、そこで、ファーストミッションボックスとは何かを説明願います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） ファーストミッションボックスは、避難所に到着された方が避難所開設の初動を行えるよう、その手順を示した指示書と、最低限必要となる事務用品を一つの箱にまとめたものでございます。各地区の避難所となる公民館やコミュニティー施設に設置する予定としておりまして、それぞれの避難所の規模、収容人数等には違いがございますので、避難所ごとに手順書を作成する必要があります。

今年度、順調に進めてまいりました、各地区の代表者に御参加をいただき、検討会を6月から10月にかけて三回開催しております。

現在、各地区の避難所の実情に合ったファーストミッションボックスの設置に向けまして、区長様方を初めとする関係者で手順書の作成を行っていただいているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 順調に進行しているということで、御苦労さんでございます。よ

ろしくお願ひしたいと思ひますが。

私の理解としては、最初に避難所に来た人から順次役目を受けて活動するということを思ひますが、住民の皆さんが来て、すぐ行動に移せるものかどうかはやはり心配であります。やっぱり訓練を重ねる必要があると思ひますが、各学区あるいは行動に一人でも多くの町民の方に理解していただく必要があると思ひますが、この辺の周知の仕方はどのように考へてみえるでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） ファーストミッションボックスの手順書につきましては今年度末までに完成予定であります。来年度は、必要となる物品の購入を行ひまして、各地区に設置する予定としたいと思ひます。

避難所の開設訓練につきましても、この時期、特に、今行われているわけですが、各地区の防災訓練等を通じ、行ひまして、このファーストミッションボックスについての理解を深めていただくよう努めたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） ぜひ、避難所開設の訓練も併せて行ってもらいたいと思ひます。

避難所も家庭の延長線上で考へなければいけないと思ひます。そういった意味で、ペットの扱いはどのように考へてみえるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今年度、ペット防災手帳を作成をいたしました。町のホームページにも掲載をしております。また、本町の環境課におきまして、ペット防災講座、題目が「災害時、愛犬と一緒にどう動く」を開催しております。

なお、ペットにつきましては、一緒に避難所へ行く同行避難は可能としておりますが、ペットと人が同室で生活をする同室避難はできないという取扱いとさせていただきます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 配慮させていただいているということで安心はいたしました。

町内でも、地域によって地形等、環境がそれぞれ違うと思ひます。地域の特徴に合った地区防災計画が必要ではないかと思ひます。

また、できれば、その地区に防災士が必要になるかと思ひますが、この辺のお考へはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 各地区の自発的な防災活動に関する地区防災計画制度につきましては、2013年の災害対策基本法の改正に伴い創設をされました。地区防災計画は、地域防災力の向上のため、そのプロセスとゴールを可視化させる画期的な手法と位置付け、国が策定を推進しており、本町におきましては深溝地区で作成していただいているところがございます。今後、ほかの地区におきましても進めていただきたいと考えております。

防災士につきましては、近隣の市町におきましては、個人が取得する際の補助を行っているところもあると承知はしておりますが、本町におきましては、防

災リーダー養成研修、こうした研修を通じて、地域で活動していただける方の人材育成を図ってまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 防災士ではなく、防災リーダーとして活動していただけるように訓練をしているということで、ありがとうございます。理解いたしました。

避難所に来られる方の中には障害のある方もいると思いますが、その場合の対応はどのようにすればよいか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 障害のある方が避難所へ避難された場合、直面する困難さは、障害の種類、程度により異なると考えております。障害者の方に適したスペースの確保や、ほかの避難者とは別の部屋を用意するなど配慮いたしまして、どのような支援が必要なのか、家族や介護者に確認し、あらかじめ把握しておくことや、必要に応じて、福祉避難所へ移動していただくなどの対応が望ましいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 災害時に、今、避難行動要支援者というのがあります。そういった面の把握も改めてお願いしておきたいと思います。

今、福祉避難所の話が出ましたので、次に、福祉避難についてお聞きしていきます。

福祉避難所とは、避難所の位置付けと、どのような方が利用できるのかお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 災害時、各地域に開設されました避難所におきまして、町民の方が一定期間滞在する生活環境を確保する観点から、高齢者、障害者など、安心して生活できる避難場所が別に必要とされる方がいる場合に、福祉避難所を選定することとしております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 町内には福祉避難所としては何か所あるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 町内71か所の指定避難所の中に、福祉避難所は、障害者の地域活動支援センターと老人福祉センター、この2か所が位置付けられております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） はい、分かりました。2か所ということでありました。

それで、災害時に避難行動要支援者の登録をしている方が多くいます。この人たちが、直接、福祉避難所に行くことができるか、マニュアルはできているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 福祉避難所は別に必要と判断される場合に開設されることを想定しておりますので、災害時避難行動要支援者に登録されている方が、発災時、直ちに福祉避難所を使用できる状態にはないと考えておりますが、災害の規模によっては、当初から避難所として開設される場合も考えられます。

なお、福祉避難所の運営マニュアルにつきましては作成されております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そこで、災害時においては、障害のある方が避難することは非常に大変だと思うわけであります。そこで、そういった障害者施設ですか、そういったところに避難所のマニュアルに基づいた訓練が絶対に必要だと思っておりますが、その辺の、訓練されているかどうかの状況をお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 老人福祉センターにつきましては、福祉避難所運営マニュアルに沿って、避難所開設訓練を一年おきに実施しております。

議員お尋ねの、障害者につきましては障害者地域活動支援センターを想定しておりますけれども、指定管理者である社会福祉法人が作成する業務継続計画、いわゆる、BCPで福祉避難所の開設運営を優先業務にしておりますので、福祉避難所運営マニュアルに沿って、一年おきにこちらのほうも訓練を実施しています。

なお、避難訓練につきましては、利用者である障害者とともに、毎年、二回実施しているという報告を受けております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 障害者施設等のそういった避難訓練というのは非常に大変だと思いますけれども、やはり万が一のことを考えて、しっかりと準備を怠りなくお願いしたいなと思います。

次の質問に移ります。

次に、当然、地震等災害があれば、家屋のそういった廃材、使用不可の家財等の集積場所の確保はできているでしょうか。また、集積場所での可燃物、不燃物の区分けは考えられているでしょうか。ルールがありましたら、内容をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 災害廃棄物につきましては、幸田町が収集、処理する一般廃棄物に位置付けられておるところであります。

災害を原因として発生する様々な廃棄物につきましては、災害の規模や種類によって対応が異なるわけでありますが、いずれにいたしましても、広い敷地に仮置場を設置しまして収集することになります。そこで、仮置場につきましては、今年度において整備します、一般廃棄物最終処分場に隣接しております六栗環境広場を指定する計画にしております。

なお、仮置場につきましては、廃棄物の種類に分けて収集し、分別及び再生利用等により、適正処理の確保に努めていくものであります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） そこで、災害廃棄物の収集処理について、今後、災害時の対応についてどのような準備をするかをお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 災害廃棄物の収集処理につきましては、愛知県などが開催します、災害廃棄物や、災害廃棄物処理場に関する研修に参加することで情報収集を継

続的に進めていくものであります。

また、近隣市町や民間事業所など、収集処理業者が構成します団体との連携を進め、本町に合わせました収集処理に関する計画及び手順書等を研究しまして、災害廃棄物の収集処理に係る体制を進めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 準備がしっかりできていると理解はいたしました。

次に、避難所の生活が長くなるようであれば、先ほども、ちょっと長くなった場合の話もさせてもらいましたけれども、小中学校、本来の使用を考えねばならないという時期が来ると思うんですけれども、そういったときに、次に考えられるのは、仮設住宅の建設も場合によっては必要じゃないかと思えますけれども、その辺のところの準備の考えはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 仮設住宅の建設候補地の確保につきましては、災害時の被災状況に応じ、適時、県に対して建設の支援要請を進めるためにも、あらかじめ、具体的な建設予定地を選定しておかなければなりません。

このことから、仮設住宅の建設候補地につきましては、災害復旧用のオープンスペース候補地といたしまして、現状の公共施設用地である運動場や、住民広場等を想定している状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） それで、今、そういった用地を予定しているところがあるということで安心しましたんですけれども、候補地での建設可能な戸数というのはどのぐらいを見ているんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 候補地における仮設住宅の建設可能戸数につきましては、実際の建設、その建設するものの配置計画等にもよりますが、全町で160戸程度を想定しております。

併せて、実際の災害時におきましては、被災状況や、必要とされる設置戸数等に応じて、想定されている候補地以外にも、追加して建設用地を選定し、確保する必要も出てくるということも併せて考えております。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） 災害の発災時から、避難所までいろいろな形を聞いてきました。その中で、やはり災害時における対策はしっかりと考えているなということが分かりました。

幸田町は、災害時、応援協定を結んでいる市町があり、また、幸田町内及び近隣地域のいろいろな企業との災害時の協力協定も結んでいますので、災害の対応準備は大丈夫と思っております。

被災後は道路、電気、水道等、インフラの普及が急務であり、町民の一日でも早い日常生活を取り戻すことが大切と思います。

毎年実施されている防災訓練を通して、災害時の活動には、機会あるごとに確認をお

願いし、また、町民の皆様には災害時の意識向上をしていただくため、学区、各区等の防災訓練に積極的に参加していただくことをお願いして、質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、藤本和美君の質問を許します。

1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

町立保育園の保育環境について。

保育園への多様なニーズが高まっている中、全国的に保育士不足が深刻であります、本町はどうでしょうか。

働くお父さん、お母さんを支える保育園は、さらに子育て世帯から求められる場所になっています。しかし、人を育てるといふ重責のみならず、最近、子どもの少しのけがも許さないような風潮や、保育士が萎縮してしまうような報道など、世間の風当たりも非常に強くなりました。

常におんぶ、だっこなど、重労働になるため、腰痛にもなりやすく、ゼロ歳児からの土・日、祝日の休日保育や、早朝7時半から、園によっては夜8時までの延長保育と、保育時間も増えてきています。女性保育士が多い中、自らも子育てしているうちは、保育園という職場は働きづらい環境にあるのではないのでしょうか。早朝、延長保育を利用するゼロ歳児からの入園が増え、また、配慮の必要な子どもも多くなってきており、限られた正規職員だけでは、万が一の事故がないように保育するにも、人手不足を感じて離職する悪循環に陥っていないのでしょうか。

核家族の新米お母さん、お父さんにとっては、子どものことについて、子育てについて温かく教えてくれる保育士の存在はとても大きいです。保育の重要性は十分に理解していても、離職につながったり、正規職員になりたくないと思わせてしまう環境がどこから来るのか。また、目指す保育環境について質問させていただきます。

まず、保育士の配置の現状についてお聞きしていきます。

本町の保育士一人当たりが見る子どもの人数の基準を伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育士を配置する基準につきましては、国で配置基準が決まっております。ゼロ歳児につきましては、保育士1人当たり3人、1、2歳児は6人、ただし、幸田町は、独自基準といたしまして1歳児は4.5人としております。3歳児につきましては15人、4、5歳児は25人となり、それらの基準内で保育士を配置しておるところでございます。

なお、3歳児、4、5児の配置基準につきましては、こども未来戦略により、75年ぶりに見直すことが盛り込まれ、改正されたものでございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 1歳児については4.5人としていて、独自基準ということですが、ほかは国の基準と同じですと、一人の保育士が多くの園児を保育することになります。重責はかなりのものがあると想像できますが、町立保育園のクラス担任は全て正規職員の保育士でしょうか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 本町の町立保育園8園では、3歳以上児クラスにつきましては、正規職員、またはフルタイム会計年度任用職員の保育士を担任として配置しております。

3歳未満児クラスにつきましては、担任という考えはなく、担当として数人の園児を見ており、パートタイム及びフルタイム会計年度任用職員を主としまして、一部、正規職員と再任用職員の保育士を配置しております。

一〇議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ゼロから2歳児は、担任ではなく、担当という形を取っているということを知りました。できるだけ、正規職員で補保育したいところではあるが、人数がない分は非正規職員を配置し、保育を行っているということでしょう。

3歳児未満クラスに正規保育士が一人もいない園もあるとのことで、現場からも保護者からも不安の声があります。未満児の部屋にも正規保育士の配置をお願いしたいと思います。

お母さんの仕事復帰に併せ、ゼロ歳児、1歳児の保育園入園が増加していますが、正規職員の人数はどうでしょうか。10年前から、ゼロ歳児、1歳児、2歳児保育がどれだけ増えたか、また、正規職員の保育士数が10年前からどのくらい増えているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） ゼロ歳から2歳児まで、いわゆる、3歳未満児の児童数につきましては、私立幼稚園等を含む町全体では、10年前の平成27年の249人から、令和6年11月末現在ですが、385人と大きく増加しておりますが、町立保育園だけで見ますと、平成27年度は、ゼロ歳児が36人、1歳児が95人、2歳児が118人の、合計で249人、令和6年度は、11月末現在で、ゼロ歳児が19人、1歳児が97人、2歳児が114人の、合計230人でございまして、19人減少しております。これは、平成29年度から小規模保育事業を実施してきた結果であると認識しております。

町内8保育園の正規保育士の人数につきましては、平成27年度が59人、令和6年度が67人でございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 小規模保育事業が始まったため、町立保育園では3歳未満児は減少しているということです。また、本町の出生数も、10年前が407人、去年は315

人と激減していますので、今後も子どもの人数は減っていくと予想されます。正規の保育士も10年前から8人増えています。今年度は9人が育休を取られているということで、実質は、正規職員58人の体制となりますが、現場では、以前に比べ、非正規職員が多くなっているように感じられます。

非正規職員、再任用職員、会計年度任用のフルタイム、パートタイムの人数を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 正規の保育士につきましては、先ほど申し上げました67人、このうち、再任用が4人です。

非正規の保育士数につきましては、フルタイム会計年度任用の保育士が108人、パートタイム、会計年度任用の保育士が118人の、合計226人です。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 非正規職員が非常に多いですが、非正規率はどのくらいで、他市との比較を伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 全保育士293人のうち、226人が非正規であることから、非正規率につきましては77.1%となります。

他市の非正規率につきましては把握しておりません。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 本町全体ですと、非正規率は58.8%と昨日お伺いいたしました。なので、これと比較してみても、保育士の非正規率77.1%は高いと感じます。

保育士が担う仕事が質、量ともに増加しているが、その分の正規職員がおらず、何とか非正規職員でしのいでいるという現状なのではないでしょうか。

令和3年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の幼児版は、就学前の子どもを対象にした特別支援教育についての調査を行い、調査で把握された、ゼロから5歳児、計9万3,702人の中で、保育施設における特別な支援を要する子どもは調査全体の8.2%となっています。これとは別に、障害の診断のある子どもは全体の3%でした。特別な支援を要する子どもの中で割合が多かったのは、4歳児で9.2%、次いで、5歳児が9.1%、その次に、3歳児で8.4%となっています。

3歳以上児になると、保育士一人当たりの子どもの人数が増え、集団が大きくなるため、子どもの発達の差や支援の必要性が見えやすくなっていくことが理由として上げられます。

グラフ1を御覧ください。

現在の町立保育園、3歳以上児の園児数がグラフの青色、障害手帳や、療育通園や診断名のある園児数が黄色、配慮が必要な園児数を赤色でグラフにしたものです。

これを見ますと、園によって多少違いますが、園児全体の2割から3割ほどは何らかの配慮が必要な園児であるということが分かります。個別に対応が必要な子が増えるということは、保育士の経験値や、スキルや責任感も当然必要になってきます。その子の成長のためにどこまで見守り、どこから手伝いに入るかなども見極めが必要になってく

るかと思えます。

こういった配慮の必要な子が増えている今、従来の担任一人体制では保育ができないため、非正規職員を加配担当として増やさざるを得ないのではないのでしょうか。

まず、障害児や配慮の必要な子に対して、現在、保育士は十分に配置できているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 障害のある園児を初め、配慮の必要な園児は年々増加傾向にあります。

現在、町立保育園に通園する園児の中で、配慮を必要とする園児は195人おりまして、主に、加配保育士及び副担任110人で対応しておるところでございます。

配慮の程度は個々によりますが、このうち、園児一人に保育士一人がマンツーマンでついている園児がお二人おります。また、園児の行動範囲が広がる戸外遊び等で必要と思われるときは、パートタイム保育士を増員する対応も取り、安全に配慮しながら保育を行っております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 安全に保育していくために、非正規のパートタイム職員も入っている現状ということですが、限られた勤務時間のパートタイム職員をたくさん増やすだけでなく、正規職員を採用して、しっかり一日の成長を任せることも必要なのではないのでしょうか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 議員仰せのとおり、パートタイムの保育士では園児を長い時間見ることはできないため、保育に入る保育士が時間で入れ替わるときには、申し送りのノートや、副担任など一緒に園児を見る保育士への伝達などで情報を共有しているところがございます。

正規保育士で一日の園児の成長をしっかりと見てあげられれば、お子さんの一日の成長を親御さんにも直接伝えることができ、園児にとってもとても良いことではないかと思えます。

しかしながら、早朝保育や延長保育、保育の計画を立てるといった事務等の時間、保育士の休憩時間等もあり、なかなか一人の保育士で複数の園児をそれぞれ一日ずっと見ることは難しいため、パートタイムの保育士に頼らざるを得ないのが現状でございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 現状、パートタイムの保育士も必要であるということで理解しました。

障害児や配慮の必要な子の加配につく保育士は相当な負担になっているかと思えます。保育士の不安解消のためにも、配慮の必要な子どもの発達に関して、保育方法などを専門家に相談できているか、また、保護者ともそのことを共有できているのか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 発達の専門家への相談につきましては、各園とも、岡崎市内にございます愛知県三河青い鳥医療療育センターなど、幾つかの専門機関が実施す

る事業を活用しながら、年数回、配慮の必要な子を専門家が一緒に観察しまして、その子への対応などを相談し、アドバイスをいただいております。

保育士は療育の専門ではないため、研修や経験からの知識を基に保育士間で話し合い、配慮の必要な子の対応を試行錯誤しながら実施しておるところでございます。また、保護者との情報共有は重要であり、努めているところではございますが、保護者の伝え方につきましても、専門的な判断が難しいため、なかなか伝えたいことが伝わらない場合もございます。

保育園事情をよく理解し、現場に即したアドバイスができる専門家の必要性は感じるところでございますが、まだ、具体的な採用の計画までには至ってございません。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 保護者から園に相談があれば、話し合っ、何らかのアドバイスや方策を立てられますが、今、まだこちらから保護者に対して子どもの気になる発達について積極的に伝えることが難しいこともあるようです。現状を知りたくない拒否されるということもあるそうなので、園と保護者との信頼関係の構築も非常に重要だということが分かりました。

では、どれくらい保育や子どものことに関われるのか、業務内容について伺っていきます。

園長、園長補佐の一日の業務がほぼ事務仕事であり、また、草刈りや掃除等の雑用も多く、そんな中で、保育士の育成や、保育の継承や、配慮の必要な子の保育について検討することなどに力を注いでいるのでしょうか。園長の平均的な一日の業務について伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 園長や園長補佐の一日の勤務状況につきましては、園の運営管理や財務処理、保育士のシフト調整や活動記録等のチェックなど、園長や園長補佐としての担当業務のほか、朝の登園時間は、園児を送ってこられた保護者の対応や、園児の欠席の電話連絡を受けております。お昼前後になりますと、保育士の休憩対応や、その日の園児の状況について保育士から相談を聞くこともあります。

降園時間になりますと、お迎えに来られた保護者の対応を行った後、職員会議や保育士の相談対応などを行っております。保育士の出勤状況によっては、早朝保育や延長保育に園長たちが入ることもございます。

また、議員が御心配されるように、園長や保育士が園内の草取りやトイレ掃除なども行っており、保育に専念できる体制づくりが必要であると認識しております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 私も通りがかりに保育士さん数人が草取りをされているのを見たことがあります。草取りをするために保育士になったわけではないと思われる方もいらっしゃるということで、離職された方もいると聞いています。

岡崎市など他市では各園に看護師、事務員、用務員が配置されているとのこと。配慮の必要な子どもが増えてきているため、心理士も必要とされます。

そのような職員を配置する考えはありますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育園におきまして、保育士以外に事務や様々な用務を任せられる職員の必要性は感じております。

また、今後、生後6か月からの乳児の受入れや、誰でも通園制度を予定しており、看護師など、有資格者の配置についても必要であると考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 看護師、事務員、用務員は保育園に必要ということですが、採用計画などはされていますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 事務員や用務員につきましては、現在、来年度予算作成におきまして、関係課と協議、検討している状況でございます。

看護師につきましては、生後6か月からの乳児の受入れに向け、看護師一人の配置を要望はしておりますが、まだ採用計画には至っておりません。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 園長と園長補佐の業務改善のために、事務員、用務員の配置をぜひともお願いしたいです。また、事務員、用務員だけでなく、看護師の配置も、他市と比較すると大幅に本町は配置が遅れているようです。ぜひとも、こちらも他市の状況を見て、配置をお願いいたします。

今後、誰でも通園、こども家庭センターなど、あと二年ほどで開始することになっている事業がありますが、正規保育士の採用計画はどのようにされているかお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 誰でも通園制度、こども家庭センターにつきましては、定例園長会議や、こども課内で検討しながら準備を進めているところでございます。

事業開始に伴い、新たに必要となる正規保育士を含めた人員配置を検討する中で要望してまいります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 採用して、慣れるまでには時間がかかります。十分に安心できる体制で新しい事業が開始できるよう、準備をお願いいたします。

今は、園長やベテラン職員からのアドバイスなので、園の困りごととはできるだけ解決しているようですが、保育園での話し合いや園長の会議などはどのくらいの頻度で行われていて、会議内容の吸い上げと共有はできているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育園での話合いにつきましては、毎日、園児が帰った後に行っております。また、職員会議につきましては週に一回行っております。そこで出た意見や反省点につきましては、すぐに保育士同士で共有し、改善に努めております。

町内8園の園長と、子育て支援センターの所長が集まって行う定例園長会議は月に二回のペースで行っております。子ども課からの連絡事項や、各園での出来事などの共有や、協議事項の協議、検討、相談などを行っております。

会議の内容につきましては子ども課職員内でも共有をしておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 今後も、保育園は難しい課題が増えていくと思われませんが、保育園とこども課でしっかりと共有し、問題解決をお願いいたします。

冒頭、保育環境の変化について話をさせていただきましたが、土・日、祝日の休日保育と早朝延長保育が増えたことは働く人にとっては必要なことでありますが、保育現場で働く保育士さんもお母さんであることが多く、大きな負担となっていることも事実です。

正規職員が退職や産休・育休に入った後に、同じだけ働ける人の採用ができず、穴埋めできていないことも人手不足と感じる原因の一つだと思います。三年間育休を取られる正規職員が園に二人いると、もう不足になるのは当然です。

早朝保育と延長保育に入れる非正規職員はなかなかいらっしゃいません。そうすると、正規職員一人当たりの負担が多くなってきますが、現状を把握できているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 早朝及び延長保育を担当できるパートタイム会計年度任用の保育士につきましては、本町といたしましても最も欲しい人材であり、ハローワーク等で募集をしているところであります。

しかしながら、パートでの保育士を希望される方には子育て中の方が多く、御自身の子育てに影響する早朝や延長保育時間の勤務につきましては、応募は少ないのが現状でございます。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 職員採用に関しましては私のほうからお答えをさせていただきます。

正規職員が退職、産休・育休に入った後に穴埋めができていないということに関しましては、育児休業中の職員に対する代替職員の配置は、これまで、必要な場合は会計年度任用職員を任用してまいりましたが、令和6年度、今年度からは育児休業中の職員を職員定数から除くことができることになりましたので、一部の職場ではフルタイムの育休代替任期付職員の配置を始めております。

保育士につきましても、現場の考えをよく聞きながら、募集する方向で進めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 保育士についても、フルタイムの育休代替任期付職員の配置をぜひお願いいたします。

早朝、延長保育に入れる人材がなかなか見つけにくいとのことですが、保育士の毎日の一時間の昼休憩、有給休暇、休日出勤の代休、夏休み、次年度、新学期の準備期間などはきちんと取れていて、ワークライフバランスの問題はないか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育士の昼休憩や年次休暇等につきましては、休憩対応、指定休対応の保育士を配置しております。

保育士の年次休暇の取得状況につきましては、各園との勤務調整によりおおむね取得

できており、また、時間外勤務も多くはないと認識しておりますが、早朝及び延長保育における保育士の不足につきましては、時間外勤務ではなく、時差勤務で補っている状況でございます。

次年度に向けての準備時間につきましては、現場から人事異動の発表が一週間前くらいであり、そこから、クラス担任や、早朝・延長加配対応などの担当保育士を編制し、新年度の準備を進めるため、時間がなく、苦勞しているといった声があることは認識しております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 4月から入る園児は事前に決まっていますが、クラス担任など、配置案はあらかじめつくっておくそうですが、人事異動の内示が4月の一週間前では、予期せの異動があると、もう一度、担任の配置をゼロからやり直すこともあるそうです。そして、二度手間になってしまっているというのが現状とのこと。

保育園は休みがありません。この保育士でこの子どもたちを保育できるかどうか、ベテラン保育士が異動でいなくなった場合、どうするかという非常に重要なことを決定する配置です。正規職員が少ない中、ベテラン一人の動きが園全体を左右することになりますので、子どもたちの保育のためにも、この一週間前というのを堅持する意味があるのかどうか、疑問に思っています。クラス編制をする園長と園長補佐だけでも事前に知っておくべきと考えます。

内示の時期について、町の考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本町におきましては、人事異動の内示の時期は、原則、異動日の一週間前としております。

近隣の状況を調べてみましたら、3月議会の閉会日に内示をするところが多く、その中には、現時点では未定であるが、早めることを検討しているということもございました。本庁と同じ一週間前のところもございまして、市町によってばらつきがあるのが現時点での状況となります。

本町における人事異動の内示の時期につきましては、職場を問わず、全職員、同じタイミングとしておりまして、現時点では、内示の時期を早めることは考えておりませんが、今後、先ほどの、近隣の状況等も参考にし、検討をしたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 子育て支援や働き方改革と言いながら、なかなかそれを支える業種の体制強化をしない国のやり方には非常に疑問を感じておりますが、今後も、保育園に対しては、子育て支援の拠点として、また、大きな期待や要望が増えていくと思われま。ぜひ、内示の時期については、今の時勢に合った方策、保育園に限らず、役場全体のスムーズな、ストレスの少ない異動をお願いいたします。

現在、菱池保育園にて土・日、祝日保育を行っていますが、休日保育勤務へ異動になる際は、子育て中の保育士に、希望していない、毎週土・日、祝日勤務は非常に酷で、それをきっかけに離職につながったり、また、子どもの学校が休みである土・日、祝日に休みの取れない姿を非正規職員が見たら、正規職員になりたいと思うのでしょうか。こ

のような現場には配慮が必要かと思いますが、休日保育勤務の保育士の働き方について、本町の考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 現在、休日保育を実施している保育園は菱池保育園の一園であり、園長補佐と担当保育士の二人を休日保育担当に充てております。

園長補佐につきましては、運用当初からのルールに基づき、新しく園長補佐になる主任主査を配置しております。また、担当保育士につきましては、園長と相談し、決めております。

今年度から、園長経験者である再任用職員をこども課に配置していることから、園長の意見も併せて聞きながら、配慮すべきところを踏まえて配置を考えてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 以前、保育園の民営化の話が出たことがあり、その時期は正規保育士の採用を控えたと聞きました。ちょうど、今、園長補佐になろうとしているぐらいの保育士さんがその後ぐらいの世代になり、まだ、小中学生ぐらいの子育て中のお母さんという方が多いのではないのでしょうか。核家族で、土・日、祝日に常にお母さんがいない状況は、子どもにとっても、家庭にとってもかなり厳しい生活になると思います。

勤務を複数名に増やして、お互いに休みを取れるようにするなど、負担が偏り過ぎないような職場環境の改善をぜひお願いいたします。

新規採用者数と退職者数について伺ってまいります。

どうしても回らない現場のために、パートタイムを入れざるを得ない現状ということが今までの質問の中で分かりましたが、翌年、正規職員が入っているか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） いわゆる、任期の定めのない正規職員に退職があった場合につきましては、翌年度の採用で補充することを基本としております。補充し切れなかった場合につきましては、その次の年度にまた補充を検討することとしております。

また、保育士等の専門職におきましては、退職がない場合におきましても、計画的な採用をしていきたいという考えを持っております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） グラフ2を御覧ください。

グラフを見てお分かりになるかと思いますが、採用もしていますが、離職も多いのが現状です。パートタイム職員は、一時期、待遇の良い蒲郡市に行ってしまったこともありましたが、今は、週20時間以上勤務者には期末手当がつき、来年4月からは、勤勉手当がつくことにより待遇は良くなっていますので、今後、離職は減ると期待しています。

そこで、現在、パートタイムの保育士、調理員の時給、手当等も含めて、他市に比べてどうでしょうか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） パートタイム会計年度任用職員につきましては、保育士の時間単価は1,200円、調理員の時間単価は1,140円であります。こちらは調理

師の資格を持った方です。

他市との比較につきましては、パートタイム会計年度任用の保育士の時間単価は、岡崎市が1,234円、西尾市が1,173円、蒲郡市が1,332円であり、自治体ごとに差があると認識しております。

手当等につきましては、来年度、勤勉手当が支給されれば、近隣市と同程度になるとお聞きしております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 今後も自治体間の保育士の取り合いは続くかと思われますので、離職が増えてきたなというときは、他市との待遇の比較をしていただきたくお願いいたします。

また、内部のことですが、待遇が良くなる時は、パートタイムさん含め、全職員が理解できるように通知を出すことは、離職を防ぎ、正規職員にチャレンジしたいと思ってもらうには大変有効かと思えます。

業務内容についても、改善される場合は通知を出すと良いのではないのでしょうか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今年度、令和6年度から、会計年度任用職員の方に対しまして期末手当の支給が始まる際は、予算計上に当たり、期末手当に要する予算を計上していただくよう通知したのみであったため、周知不足であるという御意見を頂戴しております。

そのため、来年度、令和7年度から勤勉手当も支給する予定であることにつきましては、令和6年、今年度の10月24日付で、各部課長等に対しまして、予算の確保と併せて、各課所属の会計年度任用職員等に対しましても周知をお願いする旨の通知をしたところでございます。

今後も、職員にとって必要な情報の周知に心がけてまいります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 待遇の改善のときはいち早く周知していただくよう、よろしく願いいたします。

4月にこども家庭庁から、保育士の一斉退職の防止に向けた取組の一つとして、職場環境の改善が重要であるとの通達がありました。また、先日、国のモデル事業になった天理市子育て応援相談センター「ほっとステーション」の視察に行かせていただきましたので、少し紹介させていただきます。

天理市では、全ての子どもに関する窓口をほっとステーションに一本化し、校長、園長経験者、心理士、弁護士などによる専門家がチームを組み、保護者や気になる子どもにチームで対応し、支援していました。教職員や保育士の休職や離職、残業の増加に歯止めをかけて、保育士は保育に、教員は授業にしっかり子どもと向き合えるだけでなく、配慮の必要な子どもと保護者に対してもほっとステーションのチームが対応していました。ただ職員を増員するのみという方法とは違う角度からのアプローチで、こどもまんなかの事業であると感じました。

ぜひ、このような取組を参考にしてみたいでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保護者や気になる子どもにチームで対応し、支援する、興味深い取組であると考えます。

先進自治体の事例を情報収集しながら研究してみたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 保育や人を育てるということは、今の効率至上主義の社会からは対極の位置にあります。子どもに手をかけること、時間をかけて待つこと、体を思いっきり使って遊ぶこと、人の優しさや温かさを感じることを、こういったことが、本当に大切な幼少期に、一日の3分の1近くを過ごす保育園で大切に本町では受け継がれていると思います。

幸田町の保育園は評判が良く、子どもの育ちをととても大切にしていると感じますし、住民からもそのような声をよくお聞きします。給食も自園調理で、幸田町産のお米や果物などを使い、今どき、本当に珍しく冷凍食品も使わず、徹底的に手作りに努めています。

この、保育をしっかり守り、継承していくことが次代の幸田町を支える人材を育てることになります。また、この保育に他市にはない魅力を感じて入ってくれる保育士もいらっしゃるようです。ただ、今、現場の保育士はこの保育の継承に危機を感じるくらいの人手不足感を持っています。

現状を把握し、体制をしっかり整えた上でこそ、本町の子育て支援の充実が図れると考えますが、町立保育園に対する本庁の今後の方針を伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 本町が今後も持続的に発展していくためには、子育て施策は最重要施策の一つであると思います。

子どもたちが伸び伸びと安心して成長していけるまちであれば、同じようにまち自体も成長していけると考えております。

議員から御指摘いただきました、幸田町の保育園の良いところを継続するとともに、さらに保育に専念できる人的な体制整備や、施設面での環境整備を行い、園児はもとより、保護者も保育士も安心できる保育園にしていくことで、明日の幸田町をつくる子どもたちを育ててまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 子育て支援の根幹となる保育園と人にしっかり予算を使って、まち全体で子どもたちの成長を支えたいです。ぜひよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本和美君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月9日（月）の午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた議員は、議会だよりの原稿を12月17日（火）の午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年12月4日

議 長

議 員

議 員